

半田市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から1か月間半田市建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

半田市長 久世孝宏